

「慚愧（慙愧）」の意義変遷

陳 賛

はじめに

本稿では漢語「慚愧（慙愧）」^{注1}の意義変遷についての考察を行う。

「慚（慙）」はもと〈天に対して恥じる（こと）〉の意、「愧」は〈人に対して恥じる（こと）〉の意であり、それぞれ独立して使用されることもあるが、多くは「慚愧」という二字漢語の形式で〈恥じる（こと）〉の意に用いられていた。

ところが明治以降、特に現代日本語においては、例えば「(民事再生法を申請した老舗旅館の社長が記者会見で)「無念さを押し殺すように「慚愧（ざんき）の念に耐えない」とうつむいた」というように、〈残念〉ないしは〈無念〉の意味に受け取れる用例が散見される。さらに近年は、(幼稚園の先生の不注意で我が子を失った親がその先生を無罪とする判決を受けて)「この判決は不当で、慚愧に堪えない」のように、自分の行為に対する反省ではなく、自分の期待を裏切る外部への不満や憤慨といった感情を表す場合にも使用される。すなわち、本来は自らの行為に対する自らの気持ちを表すものであった「慚愧」が、自分以外の第二、第三人称の行為に対する気持ちをも表すようになりつつあるのである。本稿においては、「慚愧」の歴史的な使用の経緯を踏まえつつ、原義の“自らの内省”という要素が“他者への非難”へと変化する過程について分析を試みる。

一方「慚愧」は、上記のような、“自らの内省”から“他者への非難”という変化のみならず、「慚愧にたえない事故」といったような一般事物の描写にも用いられる場合がある。これは、阪倉篤義のことばを借りれば、主観的な心情の〈こころざま〉から、客観的な事態のあり方〈ことざま〉^{注2}への移行現象と言うことができる。

本稿は主に「慚愧」の意味変遷に焦点を当てつつ、語の表現対象が移行する現象に関する考察を行うものである。

1 現代日本語における「慚愧」の使用

「慚愧」は、現在の日本において比較的頻繁に見聞きする語であるが、日常のくだけた会話表現で用いられることは余りなく、その使用者や使用場面が限定された言葉と言えるだろう。

管見のかぎりでは、「慚愧」は、次に掲げるよう改まった場における政治家などの発言において多く使用されている。以下、新聞紙面に掲載された記事を例に挙げつつ説明する。なお、出典となる新聞は社名のみ示すと同時に、記事のタイトルは冒頭部分のみを記し、ほかは「……」符号で省略する。

①回収された債権は約二百億円で、五百億円が未返済。松岡頭取は「回収が長期化したのはざんきに堪えない」と陳謝した。(毎日東京朝刊1993.04.01 「大変恐縮」まず謝罪)

②民社党の米沢書記長は「(このままでは、リクルート疑惑の政治的、道義的責任問題が) ウヤムヤのまま終わりそうな気がする。また巨悪が眠らんとするのは慚愧(ざんき)にたえない」と強い不満を表明。(読売東京朝刊1989.05.26 「中曾根前首相の再喚問……」)

③扇千景・国土庁長官(建設相)が、首都機能移転に反対する発言をしたとして、県議会の国会等移転対策特別委員会の吉谷宗夫委員長は七日夜、「誠に慚愧(ざんき)に耐えない」とした抗議文を郵送した。(読売東京朝刊2000.09.09 「扇国土庁長官に抗議文……」)

④(静岡県)石川知事は…中略…静岡空港について、「空港建設はこれから県にとって絶対に不可欠。慚愧(ざんき)に耐えないのは、静岡空港は一日に四便しか飛ばないとか、国際線がないといったデマが広まっていること。私が言えば言うほど逆手に取られて、ねじ曲げられる」などと現在の心情を述べた。(読売東京朝刊2001.05.29 「静岡空港…」)

なお、同日付の毎日静岡地方版においては、同発言を「国際便は飛ばないなどの空港についてデマが飛び交ってざんきにたえず困っている」と表現されている。

⑤久々の美味にありつき損ねたのは、この際まあ諦めるとしよう。だが「点字メニュー」までもが夢の彼方に消えてしまったのは、どうにも我慢ならない。かえすがえすも、慚愧(ざんき)に絶えない。あれだけは是非残って欲しかった。(読売中部朝刊2002.02.09 「[心に届いた手紙] 点字メニューで注文の喜び」)

⑥柳（美里）さんは「史上初めて最高裁により小説の出版差し止めが認定されてしまったことは痛恨の極みだ。（中略）表現の自由を著しく制限するものと言わざるをえず、慚愧（ざんき）にたえません」とコメントを読み上げた。（2002.09.25 朝日新聞朝刊「原告側「希望と勇気」）（下線は筆者による。以下同）

①を除く上記の用例に共通するのは、「慚愧」に〈残念である（こと）〉〈悔しい（こと）〉の意や相手を非難するニュアンスが認められること、また「慚愧に堪えない^{注3}」という表現で用いられていることである。もとより、例①の「自分自身の行為を恥じる」という原義に基づくものが新聞記事のほとんどを占めているのに対し、②～⑥までの用例は僅少で、違和感を抱かれることも少なくない。例えば、最近では2007年5月、安倍首相（当時）が農水大臣自殺の報に接した時に、「慚愧に堪えない」と記者団に漏らしたことが問題視され、

○安倍首相が松岡農相の自殺について、「慚愧（ざんき）に堪えない」と述べたことについて、『残念だ』という意味で使ったのであれば、間違っている」という指摘が出ている。「（読売東京朝刊2007.05.29「松岡農相自殺 安倍政権に衝撃……」）のような論議がなされたこともあった。また、2007年6年6月付、読売新聞東京夕刊の若者向けのコラム「[NEWS REVIEW] 今週のZOOM UP」に「慚愧」が取り上げられ、次のように説明されている。

○慚愧。日常会話ではまず使いませんが、新聞にはけっこうよく出てきます。「社長として慚愧に堪えない」（原発臨界事故隠し問題について、入社式で北陸電力社長）、「度重なる不祥事で慚愧の念に堪えない」（強制わいせつで教諭が逮捕された群馬県教育長）‥中略‥最新の「慚愧」は安倍首相の口から出たもので、疑惑の渦中にいた松岡農相の衝撃の自殺に接し、5月28日、「慚愧に堪えない」と記者団に漏らしたといいます。この時の使い方が「ちょっとへンでは」と話題になりました。「残念」の言い間違い？という説も出ましたが、「私が任命した大臣を死なせたことを恥じ入っている」と取れないこともあります。日本語って難しい。「私が手塩にかけた教育再生会議が人気いまいちで慚愧に堪えない」ならあまり違和感ないのですが。

それでは、「慚愧」はどのような経緯を辿って、現在のような原義からかけ離れた意味用法を持つようになったのか。以下、この「慚愧」の出典と原義を確認し、語義変化の歴史的過程について分析を行う。

2 「慚愧」の原義

本節では漢語「慚愧」の原義と日本に於ける受容の様相について考察を行う。

2-1 中国文献における用例

- 「慚愧」は中国語に典拠を持つ漢語である。特に仏典に頻出し、
- 仏告婆悉吒昔所非者。今以為是。時。彼衆生習於非法。極情恣欲。無有時節。
以慚愧故。(『仏說長阿含經』卷六・第二分初小緣經第一)
- 吉祥成就心安隱。聰明慚愧有名聞。為母能生於世間。勇猛常行大精進。(『金光明最勝王經』卷七・大辯才天女品第一五一一)
- 若善男子。有慚愧者不應觀佛同於諸行文殊師利。(『大般涅槃經』卷二・壽命品一二)
- 當專稱一佛名字慚愧懺悔以命自歸。與稱十方佛名功德正等。(『摩訶止觀』二)
- 謂得強憶念。得勝慚愧。得堅固力。得法旨趣。得增上覺。得殊勝慧。得無礙辯。
得總持門。得無疑惑。得違順語。不生恚愛。(『大般若波羅蜜多經』卷五三・初分辯大乘品一五二三)

のほか、極めて多くの例が見られる。

一方、歴史書や文学書にも、

- 臣仰視天日。愧負靈神。俯惟愆闕。慚愧怖悸。不能經以自裁割。謹塗顏闕門。
拜章陳情。(『魏書』卷九・曹洪)

○社稷傾覆。宗廟無主。慚愧山積。沒有餘罪。(『吳書』卷四八・三三嗣主・孫皓)

○鄰曲慚愧。無復取者。(『宋書』卷九一・列伝五一・子原平)

○我帰応待烏頭白。慚愧元郎誤歡喜。(白居易「答元郎中喜烏見寄詩」)

のような例が確認できるが、仏典ほどには頻用されていないようであり、また『十三經』をはじめとする古代思想書の類には用例を見出しがたい。これら中国語における「慚愧」の意味は、

○慚亦愧也。(『説文解字』)

○唯識論云。慚者。依自法力。崇重賢善。羞恥過惡。為性。愧者。依世間力。輕
拒暴惡。羞恥過惡。為性。(『釈氏要覽』礼數・慚愧)

と注されるように、「慚(慚)」と「愧」は類義であり、〈過ちや悪事を恥じる(こと)〉という意であった。

2－2 日本近世以前の文献における用例

「慚愧」は日本にも早くからもたらされたものと見られ、例えば聖武天皇による中国詩文の書写資料にも、

○慚愧是依何待披露。(聖武天皇『雜集』所収、周趙王「平常貴勝唱礼文」)

という例がある。また『日本書紀』には次の例が見られる。

○国造稚子直等恐懼。逃匿後宮内寢。春日皇后不知直入。驚駭而顛。慚愧無已。

(安閑紀元年)

○復有為妻被嫌離者。特由慚愧所惱。(孝德紀大化二年)

『日本靈異記』には多くの例があり、

○慚愧之者。見悸惕。忿起避頃。(上・序)

○恐至余罪於後生世。是以慚愧發露。(中・七)

など16例の使用が確認できる。これらはまさに仏教語的な用法の「慚愧」であり、このように「慚愧」が頻出するのは、『日本靈異記』が僧侶の手になる、仏教色の濃い文献であることによるものであろう。一方、『令集解』に、

○超女是貞婦也。杞梁樹上不知。池中沐浴。仰見杞梁。心懷慚愧。(『令集解』十三・賦役令)

とあるのは、女性が沐浴の姿を見られて〈恥ずかしい〉と思う様子を示すもので、こちらは宗教的な意味を離れた〈羞恥〉の例と言えるだろう。

そのほか、平安時代の漢詩文には、

○郷村咲我巴人曲。慚愧高才往復看。(『田氏家集』中・和藤進士客中遇雪見寄)

○慚愧城陽因勇進。庶幾馮翊以廉称。(『菅家文草』三・行春詞)

のような用例も見られるが、古文書・古記録の例は、平安時代には余り多くないようである。例えば『平安遺文』所収文書では寺院関係文書に、

○若長者若衆徒。於自身之違越遺告。不興聖跡。深可慚愧懺悔。(保延二(一一三六)年六月付・金剛峰寺奏状案[『平安遺文』補216])

の例が得られた程度である。古記録では、

○停補袞之榮。逃銷骨之毀。不勝慚^(マヤ)愧^(カ)也。(『小右記』治安元(1021)年10月22日)

○件經破散沉薄所令書写。是只為減=〔減罪カ〕慚愧也。(『小右記』長元三(1030)年9月30日)

という『小右記』の例がある。なお、第一例には一部欠損が存するため確例とは断定できないが、当時すでに「不勝慚愧（慚愧にたえず）」という表現が平安貴族に

による日常的な書記言語に用いられた例として注目される。また、やや時代が下るが、

- 茲今朕賜勅褒。是尚省身不堪慚愧。尤有侘謗必矣。(明暦4(1658)年紫宸殿後七日御修法請僧事『東寺百合文書』ろ)

のように、江戸時代の古文書に現在一般に行われている「慚愧にたえず」の漢文表現が使用されている。

一方、中国文献における「不勝慚愧」は、管見の範囲では、

- 咎皆在臣不明。不知人。慮事多闇。春秋責備。罪何所逃。請自貶三等。以督厥咎。臣不勝慚愧。俯伏待命。(『三国演義』〈明初〉96・孔明揮淚斬馬謾)

- 近來日中口談般若。不能無夢。已不勝慚愧矣。(為霖禪師『雲山法會錄』〈清初〉答程墨庵居士三問)

という近世の例が得られたのみであるが、精査すれば、さらに古い用例の得られる可能性がある。

以上、奈良・平安時代における「慚愧」の例は何れも〈自分自身の力不足または過ちや罪を恥じ入る（さま）〉の意であり、中国語の原義に沿った用法であった。

それと同時に、古辞書では『色葉字類抄』に、

- 慚愧恥辱部 サンクヰ 〔「慚」「愧」共に朱双点（濁点）〕(前田本卷下・疊字52ウ)

のごとく登録があり、字音が「サンギ」であること、〈恥辱〉に関わる意味の語であることが示されている。近世の節用集類はその流れを受け継いでおり、管見のかぎり、「恥じる」以外の字義を付したもののが確認できない。なお、同辞書には、

- 懺愧ハチハヅ 同「僧侶部」
上-天 下-人 サムクヰ 〔「懺」「愧」共に朱双点（濁点）〕(同51オ)

という記載もあり、『日本国語大辞典』第2版（以下『日国大2』と略称）はこちらの方を「慚愧」の項目下に用例として掲げている。「懺愧」は中国仏典に、

- 其中有少欲知足行頭陀樂學戒知懺愧者。嫌責六群比丘。(『四分律』七・三十捨墮法之二)

- 二者悔罪要方慚愧為本。我慚此罪不復人流。愧我此罪不蒙天護。是為白法。亦是三乘行人第一義天。出世白法。是為懺愧翻破無愧之黑法也。要具此心方能行懺後條例耳。(『法苑殊林』八六・懺悔篇・違順部第三)

のような例があり、第二例の『法苑殊林』では「慚愧」と「懺愧」が同義的に扱われている。前掲『摩訶止觀』の例に見られるように、仏典においてはしばしば「慚愧」と「懺悔」が類義的に並列して用いられることから、「懺愧」という表現も生じたのであろう。なお日本の文献でも、

- 次七遮問乞戒。取如意懺悔。懺愧懺悔三業所犯次七遮句云々。(『東寺年中行事』

のほか、多くの「懺悔」の例が認められる。

鎌倉時代の建仁三(1203)年付、土御門天皇の宣命(菅原為長作)に、

○休祥者難著^久。妖變^{者若聞由}。慚愧之思比不知所措^須。(『石清水文書』一)

とあるように、宣命体において「慚愧」が使用されること、また「念」ではなく、「～の思ひ」という形での使用であることなど、漢語「慚愧」が次第に日本語表現の中に定着しつつある状況が窺われるものと見てよからう。以下、南北朝の往来物のほか、室町～江戸時代における文学作品に見られた用例を適宜掲げる。

○愚老。壯年之古。猶不聚雪螢之微光。衰邁之今。殆不異老牛之曳疲。偏仰賢察者也。只就瞬言。更生慚愧之許也。(『山密往来』)

○地ヲ引^{ニンブ}人夫共ノ汗ヲ流シ肩ヲ苦シメテ、休ム隙ナク仕ハレケルヲ見テ、「穴カハユヤ、サコソ卑^{イヤ}シキ夫也トモ、是程マデハ打ハラズ共アレカシ」ト^{ザンギ}慚愧シテ^{アナ}過^ギ行^ギケル。(古活字版『太平記』卷二十六「執事兄弟奢侈事」)

○般然トシテ面ヲ赤フシテ慚愧シタ様ナホトニ、般王トハ云ソ(『史記抄』「周本紀」)

○慚愧の心時過ぎて、山下にこそは降りけれ、山下にこそは降りけれ。(宝生流謡

曲本・『善知鳥』(中世))

○慚愧・懺悔と云事は、器物に入たる水をうつかへすが如きもの也。(『葉隠』聞書
二教訓・七九一九〇)

○鶴も暁りてふかく^{ツル}慚愧^{さと}し、感淚^{ざんぎ}坐^{かんるいすくろ}に袖^{そで}を濡^ぬらして、為朝^{いだ}にまうすやう、(滝沢
馬琴『椿説弓張月』拾遺卷二・五〇回)

○昔ノ之好ムレ古キヲ者聚レ道ヲ。今ノ好古キヲ者聚レ物ヲ。予忽この語に慚愧^{アツム}して、その夜さりいも寝られず、(曲亭馬琴『烹雜の記』下・四)

これらの「慚愧」は、その意味は基本的に原義に則ったものであり、語法の上では名詞としての「恥」及び動詞としての「恥じる」の形式で用いられていることが分かる。また、中世以降、和文脈における使用が目立つようになるが、江戸時代の読本など、文語的な文体で使用される固い表現のことばであり、くだけた日常口頭語^{注5}で用いられている形跡を見出すことは難しい。

3 「慚愧」の意味変化とその経緯

以上のように、日本近世までの「慚愧」は、基本的に中国語の原義に沿ったものであり、和文脈にも取り入れられて使用されてはいるものの、硬い文語的表現とい

うイメージが強い。

では、このような「慚愧」が、どのようにして原義から外れた現在の用法に変化して行くのだろうか。以下はその変化について観察しつつ分析を行うこととする。

3-1 『日本国語大辞典』の語釈

『日国大2』には、「慚愧」の語釈②として、

○悪口を言うこと。平家〔13C前〕——・大臣殿被斬「『さこそ世をわづらふといひながら無下になさけなかりける物かな』とぞみな人慚愧しける」

と記し、覚一本『平家物語』の例を〈悪口を言うこと〉の意の初出例として掲げている（「わづらふ」を「へつらふ」とする伝本もある）。この解釈の通りであれば、これは他者の行為を批判するという、現代語の「慚愧」の新しい用法にそのまま直結するものとは断定できないものの、他者を批判する意の例としては極めて早い時期のものと言うことができるだろう。この例は、平家代々の家人であった橋公長が本来の主君である平宗盛を斬ったことに対する源氏方の人々の反応を、「慚愧しける」と表現した箇所であり、『日国大2』の語釈は、岩波旧古典文学大系本の頭注に「慚愧は悪口をいうことか」（下・371頁）とあるのに基づくものと見られる。しかしながら、この部分は、新古典文学大系本に「心にはずかしく思った」（下・331頁）と注するように、自分たちの側の人間で、同じ武士である公長の行いを、〈恥ずかしく思う〉さまの表現と解釈することが可能であり、必ずしも公長の行為を非難するものとは限らない。

ただ、味方の人物とは言え、〈羞恥〉の契機が外的なものに求められている点は注意すべきである。これは現代における、自らの組織の構成員が起こした不祥事に対し、「誠に慚愧に堪えません」と責任者が述べる謝罪のことばにも通じるところがあり、後に生じる「慚愧」の語義変化の源流を、あるいはこのあたりに求めることができるのかも知れない。

3-2 語義変化の時期

明治以降に入ると、「慚愧」本来の〈恥じる〉意味を保ち続ける一方、徐々に意味・用法に変化を見せはじめる。例えば、

○父親の不義に懲りる反撥力が非常に穢で、自己の職分と父の贖罪と二重の義務を負んでるのでからと懺悔して居る程です、(木下尚江『火の柱』七一三 1904年)

○大橋は首打ち振り「否な、彼の今日來ないと云ふのが、彼の我党たる証拠だよ、
彼は爺の非義非道を慚愧に堪へないのだ、(同、五一二)

この二例は、原義の〈恥に思う〉意であることに変わりはないが、その契機が自分自身のことではなく、身内とは言え他者である父親による不義である点が注意される。また、

○会員は急遽来神し浜田（郵船会社の火夫で、下級海員同盟罷業の主唱者－筆者注）を慰撫せしも、其甲斐なく遂に彼が如き椿事を惹起するに至りしは詢に慚愧に堪えず、殊に郵船一社に於ける不平の余焰に依りて社外船迄彼が如き忌々しき騒擾を惹起するに至りしは實に遺憾なり。(神戸又新日報 1912.06.06 「会員罷業真相」)

○我社四十年來の目的が國家社会の公益に在りて、常に不偏不党公平穩健を主とすること、読者の諒悉する所なるに拘らず、此の如き起訴事件を生じ、此の如き疑惑誤解を惹起せしは、我社の慚愧に堪えざる所にして、…後略…(『本紙の違反事件を報じ併せて我社の本領を宣明す』大阪朝日新聞 1918.12 *発行日は判読不能－筆者)

のような用例も見られるが、これらは、前例は、郵船会社理事が、船員のストライキの経緯について演説しているもので、船員たちの身勝手な行動に腹を立てている様子である。「慚愧」の対象は自分ではなく、他者である。後者は、自社が起訴されるような疑惑を生じさせたことに対する〈恥辱の念〉を示したものと見られるが、同時に〈残念〉ないし〈悔しい〉〈腹立たしい〉といったニュアンスも含む表現と考えられる。この言い方は、現在でも不祥事が生じた際にしばしば紋切り型の表現として用いられるが、これらはその比較的早い時期の例と言うことができるだろう。

その一方、〈恥に思う〉対象は相変わらず自分自身であるものの、次のように、「懲悔」の形で明確に「残念」と語釈されるものも、明治前期に現れ始めている。

ハイカラティベダ、ハウクワソ カクモク アヤマ アヘ ガイショ セン ザンカイヘケタクイ ヤ
○弊家路程隔り故ニ望観シ確目ヲ誤り敢テ該所ニ跣セズ懲悔可堪哉

「ワタクシイエモ、イトエンハウユエ、ヒモトヲ見アヤマチ、ソノバヘエンニ
ンイタシ、サンネンデナラス。」(久保田梁山『作文須知文章機材』巻下1878年)

したがって、少なくとも明治期から、「慚愧」の対象や意味合いに明確な変化が生じつつあることが否めないだろうと思われる。

本でも平安時代の『小右記』(前出)に例が見られる「不勝慚愧」の訓読によるものと考えられる。ところが明治期から昭和前期にかけて、この「～にたえない」という表現に、それまでは見られなかった「残念」を用いた例が現れる。^{注6}

○端なく遼東還附の詔勅に接し、是までの運動忽ち水泡に屬したれば、残念に堪へず、当局者に対し還附の理由を質さんと躍起となりて運動を始めたり。(『教界一斑』著者不明『太陽』1895年8号)

○余が心に思案する間に、甚蔵は全く残念に堪へぬ様子で「エ、此の人が再び秀子を保護し、新たな生命を与へたなら、…後略…(黒岩涙香『幽靈塔』1901年)

○弁信さんの方はまた機会がありませうが、あのお雪ちゃんのお連れの人は、もう永久に写生の機会を逸してしまつたかと思ふと残念に堪へられません」(中里介山『大菩薩峠』「弁信の巻」1913年)

○私は始終鎌倉に来るようになつてから、一度同君を尋ねて見たいと思つてゐた。しかし今度こそはと思ひながら、無精な私はいつも奮發できなかつた。その中、同君の逝去せられたのを聞いて残念に堪へない。(西田幾多郎「明治二十四、五年頃の東京文化大学選科」(1942、岩波文庫『西田幾多郎隨筆集』))

また「遺憾にたえない」という表現も、次のようにしばしば見られる。

○本邦人元来は手芸に長ずるの性あり。此性を具ふるが故に、大機械を発明するに至らざりしが古来手芸の進歩するに比すれば、機械の発明最も乏しきは、実に遺憾に堪へざる所なり。(野口勝一『京都博覧会』(中)、雑誌『太陽』1895年5号*句読点筆者)

○法律は市参事会員に向つて問ふ所ありといへども、普通の市会議員に向つては何等の制裁をも施す能はず。彼の浣職法案の前期議会に於て廃棄せられてより、吾人は常に遺憾に堪へず、(『輿論一斑』作者不明、『太陽』1901年1号)

○以上記すが如く我一円銀貨は…中略…揚子江口の咽喉に當る最大市場の上海に嘗て流通せざりしは最も遺憾に堪えざる所である(1912.03.09.日本新聞『清国に円銀流布』四)

凡そ近代以降「残念」や「遺憾」に、こうした用法が現れるのには、先行する「慚愧にたえない」の影響があったものと考えられる。既に見たように、「慚愧」は本来〈恥じ入る〉の意味で、「残念」「遺憾」に類する意味は存在しなかつたのであるが、この時期の「慚愧にたえない」には、前掲例や、

○本邦外國貿易取引高の微々たる僅に葡萄牙、墨西哥、埃及の如き貧弱以て歯するを恥る小国と伍し、彼の土耳其若くは西班牙の如きにだも及ばざるは實に吾

人の慚愧に堪へざる所なり。(井上辰九郎『経済的闘争』、『太陽』1895年1号)

の例に見られるように、「残念」もしくは「遺憾」の意を含むと解釈できるものが多く存する。「残念」「遺憾」が「～にたえない」という表現に用いられるのは、このような「慚愧」の意味変化によって、これらの語が類義的と見なされたために生じたものと考えられるのである。

「慚愧」が「残念」「遺憾」に類する意味を持つか否かについては、文脈上そのように受け取れる例であっても、なお原義で解釈可能な場合は、新しい意味の存在が確認できない。このような「～にたえない」という表現形式における「残念」「遺憾」の使用は、「慚愧」の語義変化を傍証するものと言うことができるだろう。

現代日本語では、「残念」や「遺憾」には他者を非難する意味合いを有することが周知の事実として定着している。「遺憾」は「釈明や非難をする場合にも用いる」(『日国大2』)という語釈が施され、『広辞苑』(5版)を含め、他の国語辞典にも〈非難〉の意を含む旨の記述がなされている。一方「残念」は、「対人関係で圧倒されたり、勝負事に負けたりして、くやしく思うこと。また、そのまま。無念」(『日国大2』)とあって、〈非難〉の意味は明記されてはいないものの、

○今川氏は、軍事行動に出たフン・セン第二首相を「武力を用いたことで両者間の関係を著しく傷つけた。話し合いでなく武力で解決を図ろうとしたことは残念である」と強く批判(読売東京朝刊1997.07.07「全面的内戦はない……」)

のような、「批判」と共起する例もしばしば目ににする。「残念」や「遺憾」にはもともと「思い通りにいかない」というニュアンスが含まれており、自分自身であろうと、他人であろうと、結果に対して「思い通りにいかない=不満」という意味に移行しやすい。したがって、「～にたえない」と共起しなくても〈非難〉ないし〈批判〉の意味を表すことが可能なのである。しかし、それでも「にたえない」との共起によって、〈非難〉〈批判〉の要素が一段と強まるため、公的な場における釈明や非難をする場合には、「～にたえない」の形が現れやすくなる。そしてこのような「残念にたえない」、「遺憾にたえない」の多用が、同じ「～たえない」の形で用いられる「慚愧」にも、少なからず影響を及ぼしているものと考えられるのである。

「慚愧」はその原義と現在の意味用法との間に差異があり、概ね近代以降にその変化が進んだようである。本節では、その語義変化の構造を形容詞の意味変化と関

連づけて考察する。

4-1 「慚愧」の対象

「慚愧」の原義は〈恥じ入る（こと）〉であるが、その〈恥じ入る〉対象は本来、“自分自身の行いや心のありよう”であった。ところが、次第にその範囲が拡大し、“自分の側にある他者”を対象とすることが可能になった。その萌芽が『平家物語』における橘公長の行為に対する「慚愧」の使用であり、近代以降この用法が拡大するようになったのである。

4-2 「慚愧」の対象の変化

「くやし」という形容詞は、本来、〈過去の自己の行為に対する後悔の念〉の意であったが、後に「くちをし」と類義的な〈周囲に期待を裏切られた時に起こる失望感〉^{注7}を示す意に変化した。

「慚愧」の語義とその変化は、このような形容詞の性質に通じる側面があると考えられる。すなわち、「慚愧」の対象が表現者自身から他者へと変化することにより、“自分の内的感情”的表現から“他者の外的状態”に対する評価へと意味の一部が移動したものと考えられるのである。

時枝誠記は、「仕事がつらい」「話が面白い」等の文における真の主語は表現主体（「私」など）であり、「仕事」「話」という外的存在は、主体が「つらい」「面白い」という感情を抱く機縁であり対象であるところから、これを〈対象語〉と名付けて主語と区別した。^{注8} その際の「つらい」「面白い」は表現主体の感情を表しつつも、対象の状態への評価が意味の中心をなしている。

「慚愧」の場合も、表現者自身の内的な心情表現であったものが、対象が外的ないし他者になることに伴い、やがてその他者を評価し、批判・非難する意味が生じたものと考えられるのである。

4-3 形容動詞化の傾向

日本語文における「慚愧」は本来、形態上は名詞ないしサ変動詞を伴って動詞として用いられるが、その〈恥じる〉という意味は、主体の感情を表現するものであり、現代語で言えば「恥ずかしく思う」のように形容詞を用いた動詞句によっても表現できる内容であり、形容詞に準じる意味を持つ語であることによるものと言えるだろう。

ところが、現代語における「慚愧」の用例中には、次のような形容動詞としての

用法が見られる。

○勧銀の問題が起きましたことは極めてざんきであります。聞き及ぶ範囲では、
地方銀行においても全力を尽くして頑張っておる、(参議院行財政改革・税制等に關…
4号 1997.06.06)

○他を非難したり、あるいはまた他に対して自分の言い分を言うようなおこがま
しい気持ちもありませんと申し上げてまいりました。私も本当にざんきなんで
す。(衆議院予算委員会12号 1992.03.05)

○労働慣行が悪慣行の限りに陥って生産効率が上がらなくなり、…中略… 働い
ておる人たちにとってもざんきであり、生きがいかないわけでありますから、
(参議院大蔵委員会 4号1997.03.17)

○今質問を聞きながら、私の無力のせいで総理に時間的、精神的な余裕をつくる
ことができないことを大変ざんきに思っております。(衆議院予算委員会14号1997.
02.17)

○やはり建設省が公正な資料に基づいた単価でもっていろいろ積算して、妥当な
価格というものを積算してやっておるんだと。やたら安くなるものではないと
いう説明であります。そうであらねばならぬと思うわけであります。ところが
最近は、安ければいいという感じの方が非常に強くなってきておるのはまこと
にもってざんきな話であります。(参議院建設委員会 2号 1994.11.08)

○私は、その背景にあったのは、一部の政治家であるとか、一部の産業界、業界
の圧力に屈してばかなことをしてしまったという、そういうざんきな思いを吐
露された発言だったというふうに当時聞かせていただいたんですけども。

(参議院経済産業委員会16号2006.05.30)

というように、「に」(連用形)、「で」(中止形)、「な」(連体形)、「だ」(終止形)
といった形容動詞ならではの機能を持つようになっていることが分かる。さらにこ
うした形容動詞化が進んだ結果、「思い」、「念」、「気持ち」といった心理活動を表
す名詞の他に、「原稿」や「アルバム」のようなモノを示す名詞にもその修飾範囲
を広げている。例えば、

○しかし、慚愧(ざんき)の原稿が「売れる」のも事実だ。(1998.12.02毎日新聞東京
朝刊「[てれび目安書] メディアよ、止まれ!」)

○慚愧(ざんき)のアルバムが一枚ふえたわけであるが、精神の勁(つよ)さと
はこういう一枚から生まれるものである。(2002.04.24毎日新聞東京朝刊「[開幕] 第
57期本因坊戦挑戦者決定リーグ」)

といった例がその証拠である。

このような形容動詞の形が現れるのは、やはり「慚愧」の意味に形容詞的な面が存在することを裏付けるものであろう。また、これらはほとんどが国会発言におけるもので、公的な場にはほぼ限られるとは言え、「慚愧」は近年、発話すなわち音声言語においてしばしば用いられていることは疑いの無い事実であろう。本来は、書記言語の性格を持つ固い表現であった「慚愧」が、このような音声言語の中で用いられるうちに、しだいに日常性が強まりつつ、その表象が上記のような形容動詞化例ではないかと考えられる。

4-4 字義理解の困難

前掲「ざんきな」の例に見られるように、国会会議録に見られる「慚愧」は、
○まことに残念なんで、しかも共産党から、トロツキスト集団を泳がしていると
いう酷評を受けるに至ってはざんきにたえない。われわれは何も、こういう者
を泳がして何の利益がありますか。不名誉至極じゃないですか、治安当局とし
ては。(衆議院法務委員会5号 1975.11.19)

のように、多く仮名表記される。これは「慚(懾)」「愧」が共に常用漢字(当用漢字)表の表外漢字であるためと考えられるが、既に掲げた例にあるように、新聞などでは振仮名、もしくは括弧内に読みを付すという措置を取っている。

「慚愧」は本来書記言語の語彙であったにもかかわらず、現在ではむしろ漢字表記との乖離が進んでいると言えよう。そのような語が公的な場での発言すなわち音声言語で使用された際に、原義が忘れられやすくなるものと考えられる。したがって、音声言語においては、「慚愧」・「残念」がともに「ザンキ」・「ザンネン」と同音で始まることも、両語が類義的に捉えられやすくなる一因になったと考えられる。その結果、両者を単なる言い換えとしての認識が広まり、並列、もしくは入れ替わりの形式で出現する場面も珍しくない。例えば、1997年5月22日衆議院行政改革に関する特別委員会(7号)において、当時の大蔵大臣である三塚博が、松本義明議員に「事实上無担保の融資を見逃していた、それについて大蔵省はどういう責任を感じていますか」と問い合わせられた時、「自分がちゃんと事実関係の調査を指示しているのに、なぜ責められなければならないのか」という不快や悔しさを「極めて残念、ざんきの至りであります」の一旬で表している。さらに、「誠に残念、ざんき至極なんですね」(参議院経済産業委員会・9号 2007.04.19、原発の扱いに対する心情)や、「誠に残念至極で、慚愧(ざんき)に堪えない」(朝日夕刊1990.03.02「市議大量逮捕……

」の記事に出た市長の言葉）の二例においては、「残念」と「慚愧」とが同等に扱われていることが一目瞭然である。また「慚愧にたえない」という慣用表現においても、本来の用法から見れば「たえない」の漢字表記は「堪えない」とすべきところであるが、本稿の冒頭に示した通り、現在では「耐えない」もしくは「絶えない」と表記されることが少なくない。特に「絶」は原義からすれば全くの誤字と言うことになるが、このような漢字表記が行われることも、「ザンキ（ニタエナイ）」ということばの意味が分かりにくくなっていることの表れと考えられる。

5 現代日本語「慚愧」の意味用法

以上の分析を踏まえて、本節では現代日本語における「慚愧」の意味用法を分類し、その全体像を把握すると共に、通時的な位置づけを行う。

5-1 アンケートの実施とその結果

現代語における「慚愧」の使用者意識を確認するため、2007年6月～8月にかけて関西圏の大学、専門学校の18歳から66歳までの男女学生117名を対象にアンケートを実施した。その結果、「この判決は不当で、慚愧に堪えない」という文言に対し、「誤用」を選んだのは32名で全体の僅か27.7%に留まっている。また、「恥ずかしい」を選んだのはわずか2名で、残りは「残念」、「悔しい」、「腹立たしい」の三項目のいずれかの一項目、または二項目ないし三項目全部を選んでいる。なお、年齢による差異は認められなかった。この結果から見れば、定型句の「慚愧にたえない」における「慚愧」には、原義の「恥ずかしい」意味があまり認められておらず、むしろ、七割超の日本人が「残念」、「腹立たしい」といった意味と考えていることを窺い知ることができる。

5-2 国会会議録における用例とその分類

〔国会会議録データベース^{注9}〕に拠って、1947年6月8日～2007年6月8日の国会発言における「慚愧」の使用例を調査し、その意味用法による分類を行った。分類に際しては、本稿で考察した「慚愧」の原義をもとに、そこからの変化の大きさに従って配列した。なお、〔原義にもとづく用法〕とは「慚愧」の対象が発話者の内部にある場合を指し、〔原義から離れた用法〕とは「慚愧」の対象が発話者の外部にある場合を指すものである。

〔原義にもとづく用法〕

A 1 = 発話者が所轄している公的機関や企業等の不手際または過失により、所轄部門以外の者に被害を及ぼしたことに対し、公の場で釈明や謝罪をする場合。

例：廃棄物処理施設付近からの漏洩の疑いが懸念されてまいったのでございます。

その量はきわめて微量ではございましたとはいえ、周辺の環境にまで影響を与えたことは本当に申しわけなく、ざんきにたえないところでございます。

(衆議院科学技術委員会10号1981.04.28)

A 2 = (与えられた評価が) 自分の身に余るなど「恐縮」といった気持ちを表す場合。

例：顧みて二十五年、果たして、私は、衆議院議員として何をし、何を残してきたのかを考えると、あの日あのときこのような言辞を弄し、行動をなすべきであったと思うにつけ、ざんきにたえない気持ちでいっぱいあります。(衆議院本会議21号 1994.05.31)

A 3 = 発話者が自身の力不足で物事を満足にできるような状態に整えられなかったという気持ちを表す場合。思いが残る意としての「残念」や「なきない」といった語と類義的な用法。

例：私は毎日国会に参りまして、キャンペーンをいろいろといたしました。努力をいたしまして、かなり大がかりに、フロンは問題ないということをやってまいりました。その結果、恐らく数年、日本のフロンの規制はおくれたと私は思います。この結果を私は今非常に個人的にざんきにたえないと思っております。

(衆議院環境委員会2号 2000.10.31)

A 4 = 非認めるものの、自分の責任ではないと暗に不満を持つもの。

例：おれは一生懸命やっている、おまえたちができないからだってここに書いている、言ってられる。現在、第一線にまで安全文化も浸透させられず、経営者としてざんきにたえず、重大な責任を感じていますと。責任は感じているけれども、やらへんかったおまえらが悪いんだと。(衆議院経済産業委員会-11号 2005.04.15)

〔原義から離れた用法〕

四
一
三 B = 他者への露わな不満と怒り。

例：このように国会決議に反する米を初めとする農産物の総自由化の受け入れは明らかに国益に反し、国民と国会にうそをつき通して国家の大計を誤った畠農水大臣の責任を厳しく問うものであります。…中略… ラウンドの主眼であった

貿易の公平公正扱いの原則さえさらに歪曲されてしまっているではありませんか。何のためのラウンド交渉だったのか、まことにざんきにたえません。(参議院本会議12号1994.01.26)

C =客観的に見て痛ましい事件や現象に対する忍びない気持ちを表すもの。

例：楽しかるべき五月五日、連休のこどもの日にこのような悲しい事故が起こってしまったということについては、本当にざんきにたえないし、それを所管している私(冬柴国務大臣－筆者)どもとしましても、本当に遺憾なことであったと思っております。(衆議院国土交通委員会17号2007.05.11)

なお、類例に、

○「県警は不祥事とは無関係か」との質問に、堀貞行・県警本部長は、「犯罪を取り締まる立場の警察官が犯罪に加担した、神奈川の事態はざんきに堪えない。これを他山の石として気を引き締めて公務に取り組みたい」と答弁した。(毎日新聞地方版茨城1999.09.15「神奈川県警の不祥事、他山の石に」)

などが挙げられる。

5-3 意味用法の推移

「国会会議録データベース」に見られる「慚愧」(「懲愧」「ざんき」の表記例を含む)の用例を前項で設けたA 1～Cの基準に従って分類し、凡そ5年毎の期間に区切って示すと次表の通りになる(会期の関係で5年になっていない箇所があり、最後の段は約1年である)。そして、表中の「A%」はA 1～A 4の総数に占める割合を示し、「B%」・「C%」も同様にBとCの割合を示す。なお、日本国国会は1947年5月20日に初の開催がなされたが、「ざんきにたえない」の初出は1952年4月25日であった。

出現総数は時期によってばらつきがあるが、これは事件や不祥事の発生件数に対応するものと見られる。また、各例をA 1～Cの何れに分類するかはそれぞれの文脈に負うところが多く、過誤の存在を懼れるが、大略の傾向を把握することはできるものと思われる。

全体的には、A 1すなわち原義に最も近い用法が約半数を占めており、漢語「慚愧」本来の意味が保たれていることがわかる、その一方で、94年以降、BとCの用法が漸増していることが注意される。中でも、Cは、発言者と関わりを持たない事柄に対して、客観的な立場からその悲惨さなどを悼む気持ちを表明する際に用いら

| | | 「恥じる」、「恐縮」など、原義に沿ったもの | | | | | 「不満」、「非難」等 | | 「痛ましい」等 | |
|-------------|-----|-----------------------|-----|-----|-----|------|------------|------|---------|------|
| 会期（西暦） | 総数 | A 1 | A 2 | A 3 | A 4 | A % | B | B % | C | C % |
| 52.04～57.12 | 27 | 13 | 3 | 6 | 2 | 88.9 | 1 | 3.7 | 2 | 7.4 |
| 58.03～63.11 | 43 | 20 | 2 | 10 | 1 | 76.7 | 7 | 16.3 | 3 | 7.0 |
| 64.02～69.06 | 31 | 12 | 5 | 7 | 2 | 83.9 | 5 | 16.1 | 0 | 0.0 |
| 70.03～75.12 | 34 | 12 | 7 | 0 | 3 | 64.7 | 9 | 26.5 | 3 | 8.8 |
| 76.04～81.04 | 28 | 9 | 10 | 1 | 1 | 75.0 | 6 | 21.4 | 1 | 3.6 |
| 82.05～87.07 | 23 | 13 | 2 | 1 | 1 | 73.9 | 1 | 4.3 | 5 | 21.7 |
| 88.03～93.10 | 18 | 10 | 2 | 1 | 1 | 77.8 | 0 | 0.0 | 4 | 22.2 |
| 94.01～99.12 | 89 | 58 | 5 | 0 | 3 | 74.1 | 11 | 12.4 | 12 | 13.5 |
| 00.02～05.05 | 53 | 23 | 0 | 0 | 10 | 62.3 | 12 | 22.6 | 8 | 15.1 |
| 06.02～07.05 | 34 | 25 | 0 | 0 | 2 | 79.4 | 5 | 14.7 | 2 | 5.9 |
| 合計 | 380 | 195 | 36 | 26 | 26 | 74.5 | 57 | 15.0 | 40 | 10.5 |

れるものであり、主觀性の高い「慚愧」の原義とはかけ離れた、むしろ無関係の意味となってしまっているものである。このような非難を表すB用法及び客観的に痛ましい気持ちを表すC用法は未だ国語辞典の類には記載されていないが、実際にはかなりの程度に拡大しつつある状況をうかがうことができる。

おわりに

「慚愧」は本来、書記言語の性格が強い語であったが、近代以降、公的な場での音声言語表現としても用いられるようになり、次第に口頭語化が進んで「ざんきな」という形容動詞例までも現れるようになった。このような音声言語化・口頭語化の過程で「慚愧」の原義が忘れられていったものと考えられる。

すなわち「慚愧」は、書記言語の口頭語化に伴う語自体の意味と漢字表記との乖離が語義変化をもたらすという経緯を持つことばということができる。また、公的な釈明や謝罪の時に、定型句の「にたえない」と共起するものに、「遺憾」を含め、「慚愧」、「残念」が多く用いられ、特に、後の両者が「ザン」という語頭音の類似もあって、両者が混同されやすくなる。その結果、「残念」と「慚愧」が融合した

表記「残愧」も現れる。^{注10}

また、主観的な〈こころざま〉から客観的な〈ことざま〉の表現に変化した漢語の典型として、「無残（無慘）元は（無慚）」^{注11}が挙げられるが、現在語義変化中にある「慚愧」の表記に関しては、同じ「ト」である「愧」との組み合わせの関係で、そう簡単には「残愧」によって取って代わられることは考えにくいが、意味的には客観的な〈ことざま〉表現としてやがて定着していくものと考えられる。

[注]

- 1 「慚」と「慙」は異体字である。この点については弘治二年本『倭玉篇』や黒本本、伊京集、易林本などの節用集などに明示されている。本稿では原則として「慚」を用いる。ただし引用例中に「慙」が用いられている場合は元の字体を残した。
- 2 〈こころざま〉 〈ことざま〉については、阪倉(1978)pp.113–126参照。
- 3 「慚愧にたえない」の漢字表記については、本稿4-4にも言及するが、「堪」「耐」「絶」のゆれが観察される。『日本国語大辞典』第2版に、「堪、耐、勝」が挙げられ、「勝」が『觀智院本名義抄』や『童蒙頌韻』などに挙げられている。また、『時代別日本国語大辞典』上代編における「たふ」の表記には「遮・勝」が挙がっており、同室町編には「堪・耐」に変更されていることからも、室町以降になると、「勝」表記がしだいに勢力を失っていたことが窺える。本稿2-2に掲げる古文書の用例が、時代によって、「勝」から「堪」に変わっていることもその傍証となるところである。なお、本稿2頁用例⑤に見られる「絶える」の表記も近年しばしば目にすると、パソコンによる変換ミスとも、「慚愧の気持ちがいつまでも絶えることがなく持ち続いている」という誤った理解によるものとも考えられる。『例解同訓異字用法辞典』（浅田秀子、東京堂出版2003.9）などには、「たえる」の訓に「勝」が挙げられず、「堪、耐、絶」が列挙されている。
- 4 「憮愧」の表記は『三巻本色葉字類抄（黒川本）』『十巻本伊呂波字類抄』『拾要集』などにも収録されている。また、「数ふれば 当年は恰もその五十回忌に相当すると、隠居は憮愧と恐怖に顔色をえて了つた」（岡本綺堂『お住の靈』1902年）とあるように、明治時代に至っても使用されていた痕跡が認められる。なお、「慚愧」と「憮悔」の関係、特に「憮悔」の字音が「サンゲ」から「ザンゲ」に変化する際に「慚愧（ザンギ）」が影響を与えたと見られる点について、亀井（1959）に詳細な分析がある。

- 5 国文学研究資料館のデーターベースを利用し、岩波書店旧版日本古典文学大系に収録されている近世の小説類や晰本などを調査したところ、「慚愧」、「慙愧」の用例が見出せなかった。
- 6 注5と同様の方法で調査を行い、近世の文学作品には、「にたえない」と共起する「残念」、「遺憾」の使用例は確認できなかった。
- 7 『日本国語大辞典』第2版「くやし」の項の解釈による。
- 8 時枝(1950)50-69ページ参照。
- 9 国会で使用されている言語の性格については、松田謙次郎『言語資料としての国会会議録システム』(『トーケス』7号(2004.3)、神戸松蔭女子学院大学、pp 55-82を参照されたい。
- 10 例えば、次のような例がある。

○「静かな世であれかしと祈り続け、こうと云う奉仕もなく齡九十に垂々とする自分、省みて残愧に堪えない」(岩本守穂『序』『くりこま物語』宮城県栗駒町芸術文化協会1974.12/www.st.rim.or.jp/~success/kurikoma1.html)

この筆者(神社宮司、当時88歳)は、「ざんき」の漢字表記を「残愧」と考えているものと考えられる。

- 11 仏教の世界では、慚愧を知らない酷い人だという意味で「無慚」が使用されていたが、やがて、「むごたらしい」意味が生じ、客観的に見て残酷で、悲惨な状況を表現する場合にも用いられ、それに伴い、表記も「無残」、「無惨」に変わったのである。これについては、佐藤喜代治(1979)、竹浪聰(1983)、田島優(1998)などに詳述されている。

〔参考文献〕

亀井孝「懺悔考・女郎考」(『国語学』36、1959) → 『日本語のすがたとこころ(二)亀井孝論文集4』(吉川弘文館1980)に再録

阪倉篤義『日本語の語源』講談社1978

佐藤喜代治『日本の漢語』角川書店1979

田島優『近代漢字表記語の研究』和泉書院1998

竹浪聰「むざん(無慚・無残)」(『講座日本語の語彙11 語誌Ⅲ』) 明治書院1983 56

時枝誠記『古典解釈のための日本文法』至文堂1950

【参考資料】(引用順)

『令集解』(『新訂増補国史大系』) 第二、吉川弘文館1983

『日本書紀』（『新訂増補国史大系』）後篇、吉川弘文館1971
三保サト子『寺院文化圈と古往来の研究』笠間書院2003
藏中進・藏中しのぶ編『寛永十年版釈氏要覧本文と索引』和泉書院1990
合田時江編『聖武「雜集」漢字総索引』清文堂1993
岩波古典文学大系36『太平記』三
岩波古典文学大系41『謡曲集』下
岩波日本思想体系『三河物語 葉隱』1974
水沢利忠・亀井孝『史記桃源抄の研究』（本文篇一）学振1965
日本古典文学大系61『椿説弓張月』1962
『日本隨筆大成』第一期第21巻

〔付記〕

本文中の引用例検索に際しては下記の公開データベースを利用した。

国文学研究資料館「日本古典文学本文 DB」
東京大学史料編纂所「古記録フルテキスト DB」・「古文書フルテキスト DB」・
「奈良時代古文 書フルテキスト DB」・「平安遺文フルテキスト DB」・「鎌倉
遺文フルテキスト DB」
中華電子仏典協会（台湾）「中華電子仏典」
中央研究院計算中心（台湾）「漢籍電子文献」
国立国会図書館「国会会議録検索システム」
朝日新聞社「聞蔵」
毎日新聞社「毎日 News パック」
読売新聞社「ヨミダス文書館」
神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ「戦前期 新聞経済記事文庫」
「青空文庫」（インターネット電子図書館）

(ちん いん／本学大学院生)